

意見書

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成 23 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顕示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性の確保は勿論のこと、平成 20 年の前回申請以降の市場における東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」という。）の独占化の進行など、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク（以下、「NGN」という。）接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方についての答申」（平成 20 年 3 月 27 日）において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、その分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後の 3 年間で FTTH 市場は、NTT 東西殿の独占が更に高まった等、競争の進展が見られなかったことを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直しにおいて NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN（以下、「NTT-NGN」という。）において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

以下、本申請に係る各論について、弊社共の意見の詳細を述べさせていただきます。

【各論】

1. イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料

レガシー系サービスからの需要の移行期にあたることを踏まえ、ATM専用・メガデータネット・高速デジタル専用サービス等の後継サービスのひとつとして、イーサネットフレーム伝送機能に係る低速品目や低廉な接続料の設定等により、接続事業者が利用しやすいメニューを設定すべきと考えます。

2. 接続料原価増加要因の検証について

関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS 接続機能)等の接続料算定において、今年度の接続料原価は全体では減少傾向にあるものの、個別の原価では増加傾向にあるものも見受けられます。(以下、表1の色付きセル参照。)

当該コストの増加はユーザの増加に伴うSIPサーバ等の設備増によるものと考えられますが、接続事業者側では当該設備増がユーザの増加に応じた適切なものであるか否かの判断ができません。

従って、ユーザ増に応じた適切かつ効率的な設備の構築が行われているかどうかを検証可能とするため、必要な情報の開示や総務省殿における検証作業等を実施すべきと考えます。

<表1:IGS 接続機能 接続料原価比較(平成22年度－平成23年度)>

	NTT東日本			NTT西日本		
コスト(百万円)	H22年度	H23年度	増減(H22-H23)	H22年度	H23年度	増減(H22-H23)
(1) 回数比例(百万円)	8,738	10,317	18.1%	6,536	6,965	6.6%
原価(NGN)	5,275	6,665	26.4%	4,102	4,296	4.7%
原価(既存ひかり電話網)	3,463	2,756	-20.4%	2,434	2,065	-15.2%
乖離額		896			604	
(2) 時間比例(百万円)MG以外	15,392	14,546	-5.5%	17,647	17,367	-1.6%
原価(NGN)	4,155	5,361	29.0%	3,774	5,787	53.3%
原価(既存ひかり電話網)	11,237	9,245	-17.7%	13,873	12,182	-12.2%
乖離額		-60			-602	
(3) 時間比例(百万円)MG	2,586	1,657	-35.9%	3,562	2,475	-30.5%
原価(NGN)	1,083	1,694	56.4%	1,296	958	-26.1%
原価(既存ひかり電話網・MG相当)	1,503	994	-33.9%	2,266	1,710	-24.5%
乖離額		-1,031			-193	

※NTT東西殿網使用料算定根拠より作成

3. 乖離額調整制度に係る問題

将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであることから、乖離額調整制度の適用は認められるものではないと考えます。仮に、予測と実績との乖離額を調整した場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整を恒常的に実施することは認められないものと考えます。

また、今回併せて申請されている過去分(平成 21 年度分)の乖離額調整も、将来原価方式である限りは本来認められるものではないと考えます。調整実施の是非を議論する前にまずは、乖離が生じた要因を十分に検証する必要があると考えます。

4. NGN における GC 接続相当のアンバンドル設定

昨年12月に「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ(「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」)が公表され、次のような考え方が示されています。

【「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ(抜粋)】

NTT 東西が構築した NGN は、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として構築され連携して機能しており、PSTN と比較して、サービス競争が困難となる特性を有している。今後、NGN が、我が国の基幹的な中継IP網になると考えられる中で、多様な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切にオープン化されることが重要となる。

まさにNTT-NGNでサービス競争が困難になっている原因は、PSTNでアンバンドルされているGC接続機能と同等の機能がNTT-NGNでアンバンドルされていないことに起因するものと考えます。

従来から「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能(收容局接続機能)」として收容(GC)局での接続を行う機能がありますが、これは「他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT 東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNGNの收容ルータに接続してNTT-NGNの中継網を利用する」機能であるため、サービス競争に必要な接続事業者が要望する「收容局で接続し、收容局からユーザ宅までアクセス回線を1ユーザ単位で接続する」機能とは異なるものです。

そもそもアクセス回線こそがボトルネック設備であり、それと一体として構築されているからこそNTT-NGNが指定電気通信設備とされていることに鑑みれば、アンバンドルすべきはPSTNと同様にアクセス回線に1ユーザ単位で接続する機能です。

PSTNでのマイライン接続においてはNTT 東西殿の電気通信役務の円滑な提供に支障

が生じるおそれがないからこそ実現していると考えますが、複雑な NTT 仕様の交換機で 1987 年から実現できている 1 ユーザ単位での接続が、現代の NTT-NGN において円滑な提供に支障が生ずるとは考えにくいところです。それでもなお NTT-NGN の GC 接続相当の機能において NTT 東西殿の電気通信役務の円滑な提供に支障がないようにするためには、接続事業者向けの手続きや工事等のルールを、NTT 東西殿が NGN 上で新しいサービスを提供する際の手続きや工事等と同等に扱う等 NTT 東西殿内部のルールに準ずることによって問題は解消するものと考えます。

このような観点から、NTT-NGN に係る接続料設定においては申請されている機能に加え、以下の 2 点の機能をアンバンドルすることで、事業者がより創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供できるよう環境整備がなされるべきと考えます。

- 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス機能について加入者単位でアンバンドル
- 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継機能とアクセス機能を併せて加入者単位でアンバンドル

NTT-NGN の GC 接続相当機能実現に向けては、電気通信事業法第 32 条の「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当するものなのか、そもそも円滑な提供に支障が生ずるとはどのようなものなのか、さらにそれが同法第 1 条の「(前略)～公正な競争を促進することにより、～(略)公共の福祉を増進すること(以下略)」を上回るものなのかについての判断等が必要であると考えます。また電気通信事業の施策は、「社会厚生の高さ(設備競争による)」よりも、多様なサービスが競争的に提供されることを通じて電気通信事業法第 1 条の「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を重視するののかについても、方針を明確にする必要があると考えます。

以上